



熊本県公報

号外 第 2 4 号
平成 22 年 6 月 25 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 3
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 4
○熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 4
○熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(〃) 5
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 5
○熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(医療政策総室) 5
○熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材育成課) 6
○熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業局総務経営課) 6
○熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例	(高校教育課) 6
○熊本県立学校条例の一部を改正する条例	(〃) 7
○県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(学校人事課) 7
○熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃) 8
○熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例	(体育保健課) 8

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員が3歳に満たない子を養育するために請求した場合には、時間外勤務を命じないこととした。(第8条の2第2項関係)
- 2 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員の配偶者が常態として子を養育することができるときであっても、当該職員が当該子を養育するために請求した場合には、時間外勤務を制限することとした。(第8条の2第3項関係)
- 3 要介護者を介護する職員に係る準用規定を整理することとした。(第8条の2第4項関係)
- 4 この条例は、平成22年6月30日から施行することとした。
- 5 経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員の配偶者が育児休業をしている等の状況にかかわらず、育児休業をすることができるとした。(第2条関係)
- 2 職員の配偶者の出産日から57日間の期間内に育児休業をした場合は、再度の育児休業ができることとした。(第2条の2関係)
- 3 夫婦が交互に育児休業をすることがどうかにかかわらず、育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができるとした。(第3条関係)
- 4 1に伴い、育児休業の承認の取消事由を整理することとした。(第5条関係)
- 5 職員の配偶者が育児休業をしている等の状況にかかわらず、育児短時間勤務をすることができるとした。(第10条関係)
- 6 夫婦が交互に育児短時間勤務をすることがどうかにかかわらず、育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後3月以上経過した場合に、再度の育児短時間勤務をすることができるとした。(第11条関係)
- 7 5に伴い、育児短時間勤務の承認の取消事由を整理することとした。(第14条関係)
- 8 職員の配偶者が育児休業をしている等の状況にかかわらず、部分休業をすることができるとした。(第28条関係)
- 9 この条例は、平成22年6月30日から施行することとした。
- 10 経過措置を設けることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができるときに、時間外勤務代休時間を追加することとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 雇用保険法第 38 条第 1 項の短期雇用特例被保険者に関する規定を整理することとした。（第 10 条第 7 項及び第 8 項関係）
 - (2) 「第 56 条の 2」を「第 56 条の 3」に改めることとした。（第 10 条第 1 項及び第 14 項関係）
- 2 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正【第 2 条】雇用保険法第 38 条第 1 項の短期雇用特例被保険者に関する規定を整理することとした。（第 12 条関係）
- 3 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 3 条】雇用保険法第 38 条第 1 項の短期雇用特例被保険者に関する規定を整理することとした。（第 16 条関係）
- 4 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正【第 4 条】雇用保険法第 38 条第 1 項の短期雇用特例被保険者に関する規定を整理することとした。（第 21 条関係）
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 個人県民税の徴収取扱費に過少交付又は超過交付が生じたときに、その発生が判明した日以後最初に到来する交付時期の交付額と調整できる旨の規定を追加することとした。（第 35 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 当分の間、当該基金条例第 8 条の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律附則第 14 条の 2 に規定する事業に要する経費に充てるため、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができるよう附則を加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 2 条に規定する高等学校等を卒業又は修了していない訓練生については、授業料は徴収しないこととした。（第 4 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 3 改正前の熊本県立職業能力開発校条例第 4 条第 1 項の規定により既に納められた平成 22 年度分の授業料のうち、改正後の熊本県立職業能力開発校条例第 4 条第 1 項ただし書に規定する訓練生に係る平成 22 年度分の授業料については、同条例第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、還付するものとする（附則第 2 項関係）

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 電気事業を行う発電所から藤本発電所を削除することとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

- 1 第 8 条の表中の区分のうち高校等に在学する者及び専門課程等に在学する者に係る貸与金額を、同表右欄に掲げる金額以内とするよう改めることとした。（第 8 条関係）
- 2 第 8 条の表の区分を整理することとした。（第 8 条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立玉名高等学校を併設型中学校が新設されることに伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、平成 22 年 8 月 1 日から施行することとした。

◇県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

- 1 題名を「熊本県立高等学校の授業料等に関する条例」に改めることとした。
- 2 第 2 条に次の 1 項を加えることとした。（第 2 条第 1 項関係）

県立高等学校の生徒については、授業料を徴収しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する生徒については、授業料を徴収する。

- (1) 高等学校専攻科の生徒
- (2) 授業料を徴収しないことが県立高等学校（専攻科を除く。）における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でない認められる特別の事由があると知事が認める生徒
- 3 その他関係規定を整備することとした。（第 1 条－第 4 条関係）
- 4 附則第 3 項を削ることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとした。
- 6 改正前の県立学校の授業料等徴収条例第 2 条の規定により徴収した平成 22 年度分の授業料は、改正後の第 2 条の規定により徴収したものとみなすこととした。（附則第 2 項関係）
- 7 改正後の第 2 条第 1 項の規定は、平成 22 年度分の授業料から適用し、平成 21 年度分以前の授業料については、なお従前の例によることとした。（附則第 3 項関係）

◇熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 第 2 条の表に市町村が処理する事務として、市町村立学校職員給与負担法第 1 条に規定する職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第 16 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定に関する事務を加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

- 1 大体育室及び中体育室の使用料に関する規定から「体操競技」の区分を削ることとした。（別表の 1 の表関係）
- 2 小体育室の使用料に関する規定に「その他」の区分を加えることとした。（別表の 1 の表関係）
- 3 専用使用料の規定を 1 時間当たりの金額に改めることとした。（別表の 2 の表関係）
- 4 照明設備及び大体育室冷暖房設備の専用使用料に関する規定を整備することとした。（別表の 2 の表関係）
- 5 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行することとした。
- 6 改正後の別表の 1 の表及び別表の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。（附則第 2 項関係）

条 例

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 22 年 6 月 25 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 31 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

- 第 8 条の 2 第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「除く。」が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育とあるのは「要介護者」を「除く。」が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「第 8 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）を

させてはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求又は同条第3項の規定による請求を行うおとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第32号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。
 （育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを、「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）に基づく人事委員会規則（以下「勤務時間規則」という。）で定める特別休暇で、女性職員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合における（以下「産前休暇」という。）」「産前の休業」に、「第5条に掲げるものを第5条に規定する」に、「当該産前休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員を「3月以上の期間を経過した」と認め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「産前休暇」を「産前の休業」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員を「3月以上の期間を経過した」と認め、同条第5号中「再度の」を削る。

第12条中「勤務時間条例」を「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第28条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第29条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「勤務時間規則で定める特別休暇で、職員が生後3年に達しない生児を育てる場合におけるものを「生児を育てるために勤務時間条例第14条の規定により定められた特別休暇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に改正前の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第8条の3に規定する時間外勤務代休時間、同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同条例第10条第1項に規定する代休日（これらの時間又は日に特に勤務することを命ぜられた場合を除く。）

第2条に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第34号

熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第1条 熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第35条に次の1項を加える。

4 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、これらの金額があることが判明した日以後最初に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

- 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。
- 2 知事は、当分の間、第8条の規定にかかわらず、法附則第14条の2に規定する事業に要する経費に充てるため、予算の定めるところにより基金の一部を処分することができる。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第1項に次のただし書を加える。
ただし、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等を卒業又は修了していない訓練生については、この限りでない。

- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正前の熊本県立職業能力開発校条例第4条第1項の規定により既に納められた平成22年度分の授業料のうち、改正後の熊本県立職業能力開発校条例第4条第1項ただし書に規定する訓練生に係る平成22年度分の授業料については、同条例第4条第4項の規定にかかわらず、還付するものとする。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第2項第1号イの表藤本発電所の項を削る。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例
熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

- 第8条の表を次のように改める。

区分		貸与金額	
大学に在学する者	国立又は公立	月額	25,000円
	私立	月額	35,000円
高校等に在学する者	国立又は公立	自宅通学	月額 18,000円以内
		自宅外通学	月額 23,000円以内
	私立	自宅通学	月額 30,000円以内
		自宅外通学	月額

専門課程等に在学する者	国立又は公立	自宅通学	35,000円以内 月額 18,000円以内
		自宅外通学	月額 23,000円以内
	私立	自宅通学	月額 30,000円以内
		自宅外通学	月額 35,000円以内
備考 この表において、「自宅通学」とはその者の生計を主として維持する者と同居する場合又はこれに準ずると認められる場合をいい、「自宅外通学」とは「自宅通学」以外の場合をいう。			

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第40号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表熊本県立苓北養護学校の項の次に次のように加える。

熊本県立玉名高等学校附属中学校	玉名市
-----------------	-----

附 則
この条例は、平成22年8月1日から施行する。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第41号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例
県立学校の授業料等徴収条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例

第1条中「県立学校」を「県立高等学校」に改め、「の徴収」を削る。

第2条第3項中「第1項第2号」を「第2項第2号」に、「認めた者」を「認めた生徒」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「県立学校のうち、高等学校において」を「前項ただし書の規定により」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

県立高等学校の生徒については、授業料を徴収しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する生徒については、授業料を徴収する。

- (1) 高等学校専攻科の生徒
- (2) 授業料を徴収しないことが県立高等学校（専攻科を除く。）における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由があると知事が認める生徒

第3条中「病気」を「前条第1項ただし書の場合において、病気」に、「場合においても」を「ときも」に改める。

第4条中「県立学校のうち、高等学校」を「県立高等学校」に改める。

附則第3項を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 改正前の県立学校の授業料等徴収条例第2条の規定により徴収した平成22年度分の授業料は、改正後の第2条の規定により徴収したものとみなす。
- 3 改正後の第2条第1項の規定は、平成22年度分の授業料から適用し、平成21年度分以前の授業料については、なお従前の例による。

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第42号

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「次項において」を「次項及び第3項において」に改め、同表に次のように加える。

3 職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定に関する事務	各市町村
---	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第43号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表大体育室及び中体育室の部中体操競技の項を削り、同表小体育室の部に次のように加える。

その他	大人	10分の1の面積1時間までごとにつき	130円
	高校生以下の者	10分の1の面積1時間までごとにつき	60円

別表の2の表を次のように改める。

2 専用使用料

区 分		単 位	金 額
大体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間までごとにつき	2,310円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間までごとにつき	9,660円
中体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間までごとにつき	1,830円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間までごとにつき	7,700円
室内温水プール	7月から9月まで	1時間までごとにつき	2,570円
	10月から翌年6月まで	1時間までごとにつき	3,260円
照明設備	大体育室	全部点灯	1時間までごとにつき 3,570円
		2分の1点灯	1時間までごとにつき 1,890円
	中体育室		1時間までごとにつき 1,260円
	室内温水プール	全部点灯	1時間までごとにつき 1,260円
		2分の1点灯	1時間までごとにつき 630円
		3分の1点灯	1時間までごとにつき 420円
大体育室冷暖房設備		1時間までごとにつき	10,500円

備考 大体育室の利用者が入場料（会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を含む。以下同じ。）を徴収する場合の使用料の額は、区分に応じて定める金額にアマチュアスポーツに使用する場合には最高税込入場料の100人分、アマチュアスポーツ以外に使用する場合には最高税込入場料の150人分（床を観覧席として使用する場合は、200人分）に相当する額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の1の表及び別表の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。